

第1回令和7年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会会議録

令和6年6月3日（月）10時30分～

委員長 それでは、定刻になりましたので、まず、会議に先立ちまして、お願いがございます。傍聴の皆様方、お手元の会議の傍聴要領をよく御覧いただき、各事項をお守りいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、この会議は公開でございます。審議の内容につきましては、議事録作成の都合上、録音させていただきます。

 それでは、これより第1回令和7年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会を始めます。

 私は、本審議委員会委員長を務めさせていただくことになりました亀山憲生と申します。

 不慣れではございますが、藤沢市の子どもたちのために、公正に審議委員会を運営してまいりたいと存じます。審議委員会の皆様の御協力をぜひお願い申し上げます。

 また、本審議委員会規則第4条第3項にのっとり、職務代理者として窪島委員を指名しております。窪島委員、一言御挨拶をお願いいたします。

窪島委員 こんにちは。採択審議委員会の委員長職務代理者として、今、委員長から指名をいただきましたので、務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 窪島委員、よろしくお願いいたします。

 それでは、本審議委員会の次第に従って進めさせていただきます。

 次第2「会議録署名委員の指名について」に入ります。「藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱」第7条に基づいて、会議録署名委員の指名をいたします。

署名委員としまして、委員長の私自身と、そのほかに佐々木委員を会議録署名委員に指名させていただきたいと思いますが、佐々木委員、よろしいでしょうか。

佐々木委員 分かりました。

委員長 ありがとうございます。それでは、会議録署名委員には、私と佐々木委員ということでよろしくお願ひ申し上げます。

続いて、次第3「資料について」に入ります。まず、事務局から資料についての説明をしていただきます。事務局、よろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、資料を確認させていただきます。ホチキス留め、資料1を御覧ください。

初めに、1ページ、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則ですが、これは本審議委員会の規則でございます。

4ページ、令和7年度使用藤沢市教科用図書の採択方針ですが、これは本年度の教育委員会としての採択に関わる方針を定めた資料でございます。

6ページ、令和7年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会委員名簿です。

7ページ、令和7年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）です。

8ページ、令和7年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について（通知）です。この中の12ページに、令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点のほか、17ページ、令和7年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点が含まれております。これは、文部科学省の通知を受けまして県の選定審議会を通して県の教育委員会が通知したもので、教科書の調査研

究の観点等が示されております。

次に、20ページ、教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）と、49ページ、令和7年度使用教科書の採択事務処理について（通知）ですが、これは文部科学省より県に通知されました教科用図書採択に向けての方針でございます。

次に、もう一つのホチキス留めが資料2となります。こちらには中学校用教科書目録（令和7年度使用）、特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和7年度使用）がございます。そのほか中・特別支援学校の学習指導要領を机上のほうに置かせていただいております。これは学校の教育課程の中心となるもので、文部科学省が作成し、教科書編修の根幹に当たる資料であります。

そのほか、サイドテーブルの資料でございます。まず、教科書編修趣意書ですが、これは文部科学省から作成を指示された教科書発行者が教科書を編修するに当たって趣意をまとめたものです。そのほか、令和7年度使用中学校用教科用図書見本本が展示してあります。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、次第4「教育長から審議委員会委員長への諮問」です。

教育長 去る令和6年5月16日に開催をされました藤沢市教育委員会5月定例会におきまして、令和7年度使用藤沢市教科用図書に関する審議については、こちらの審議委員会に諮問することを決定いたしました。これに基づきまして、本日、諮問をさせていただきます。

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

藤沢市教科用図書採択審議委員会委員長 様

令和7年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について(諮問)

藤沢市教育委員会は2024年(令和6年)5月16日の教育委員会会議において「令和7年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」を定めました。

教科用図書の採択にあたっては国、県等の資料を踏まえて公正かつ適正を期し、学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択することが求められています。また、英語の教科用図書については、令和6年度より、英語の学習者用デジタル教科書が紙の教科用図書と併せて提供されました。

そこで、貴審議委員会においては、「令和7年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」及び神奈川県教育委員会通知に示されている「令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」、「令和7年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき審議を行うとともに、英語については、デジタル教科書も考慮の一事項として、その内容を答申してくださるよう、ここに諮問します。

2024年(令和6年)6月3日

藤沢市教育委員会
教育長 岩本 将宏

どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございました。委員の皆様には、これからの御審議をぜひよろしくお願いいたします。

それでは、次第5「議事」に入ります。

今年度の審議委員会の方針について、審議の都合上、あらかじめこちらで議案を用意してあります。

それでは、議案第1号、「令和7年度使用藤沢市教科用図書採

採択審議委員会の審議方針（案）」について審議いたします。事務局に朗読していただきます。よろしく願いいたします。

事務局 それでは、お手元の議案を御覧ください。

議案第 1 号

令和 7 年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の審議方針（案）について

本審議委員会は、教育委員会の諮問に基づき、令和 7 年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の方針を次のように定める。藤沢市立中学校・特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について、次の観点に基づいて審議を行い、その内容を教育長に答申する。

1 基本的な考え方

- (1) 「令和 7 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」に基づき審議する。
- (2) 令和 7 年度使用中学校用教科用図書の調査研究を中学校学習指導要領に基づいて行わせるために、調査員を種目ごとに置き、調査資料を提出させる。
- (3) 「令和 7 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」及び「令和 7 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき、調査研究した資料等を基に審議する。その内容を教育長に答申する。

2 審議委員会日程

- (1) 令和 7 年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会日程
 - ア 令和 6 年 6 月から 7 月にかけて令和 7 年度使用中学校用教科用図書、また令和 7 年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校

の特別支援学級用教科用図書の審議を3回行う。

- イ 第1回は、令和7年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の審議方針について審議する。
- ウ 第2回は、令和7年度使用中学校用教科用図書について審議する。
- エ 第3回は、令和7年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書について審議する。

(2) 調査員作業日程

- ア 令和6年6月中に令和7年度使用中学校用教科用図書の調査研究のために、調査員をおき、作業を行わせる。
- イ 調査員作業では、調査研究方法の確認をし、令和7年度使用中学校用教科用図書見本等を基に調査研究を行わせ、調査資料を作成させる。

3 提出させる資料

- (1) 調査員による調査資料を審議委員会に提出させる。
- (2) 事務局に各中学校長からの令和7年度使用中学校用教科用図書調査書をまとめさせ、審議委員会に提出させる。
- (3) 事務局に該当校長からの特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書調査書をまとめさせ、審議委員会に提出させる。
- (4) 事務局に各中学校移動展示時と藤沢市役所本庁舎4階会議室展示時の教育関係者、児童生徒保護者並びに市民の意見・感想をまとめさせ、審議委員会に提出させる。
- (5) 教科書目録、中学校学習指導要領、令和7年度使用中学校用教科用図書見本、教科書編修趣意書、令和7年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針（「令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」及び「令和7年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」を含む）、教科用図書調査研究の結果を資料として使用する。

4 調査作業の時限非公開

- (1) 静ひつな調査研究の環境確保のため、調査作業及びその調査員氏名については非公開として行わせる。
- (2) 審議の透明性を確保するため、調査員氏名については、調査作業後、審議委員会において公開する。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

 この議案につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いしたいと思いますが、方針文が長いので、一つ一つ分けていきたいと思います。

 まず、この案の中の前文及び「1 基本的な考え方」についてまで、何かございましたらお願いいたします。

各委員 なし。

委員長 ないようでしたら、次に、「2 審議委員会日程」についていかがでしょうか。

各委員 なし。

委員長 続いて、「3 提出させる資料」についてです。こちらはいかがですか。

各委員 なし。

委員長 最後に、「4 調査作業の時限非公開」についてはいかがでしょうか。

各委員 なし。

委員長 御意見、御質問がないようですので、原案どおりということ
でよろしいでしょうか。

各委員 はい。

委員長 それでは、全体を通しまして、ほかに御質問、御意見等ござ
いませんか。

各委員 なし。

委員長 では、ないようですので、この方針でよろしいかどうか、改
めまして御承認いただけますでしょうか。

各委員 はい。

委員長 ありがとうございます。それでは、議案、「令和7年度使用藤
沢市教科用図書採択審議委員会の審議方針(案)」については承
認されましたので、案の字を消していただければと思います。
ありがとうございました。

実質審議を第2回審議委員会にて行います。各委員におかれ
ましては、本日の資料を参考にしていただき、次回の審議委員
会までの準備をぜひよろしくお願いいたします。

最後に、第2回審議委員会の開催日時につきましては、7月
4日木曜日午後1時30分から、藤沢市教育文化センターの大
会議室と考えております。委員の方々、この日程でよろしいで
しょうか。

各委員 はい。

委員長 それでは、方針に従いまして、次回は、令和7年度使用中学校用教科用図書の審議を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局のほうから何か御連絡等がありますでしょうか。

事務局 御審議ありがとうございました。

審議委員の皆様は、審議における公正確保という点において、常に公正な立場でお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

委員長 委員の皆様、事務局の皆様、本当にお忙しい中、ありがとうございました。これをもちまして第1回令和7年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会を閉会といたします。ありがとうございました。